

平成 23 年 3 月 24 日

**仮設建築物許可申請に係る構造審査の取扱い**  
(愛知県へ仮設建築物許可申請する場合)

建 築 指 導 課

**1. 構造審査の対象**

構造審査の対象となる建築物は建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する建築物とする。

**2. 構造審査の内容**

- ① 建築基準法施行令第 3 章に関すること（第 8 節は除く）
- ② 設計者が設定した設計条件に対する計算内容の確認
- ③ 構造計算書と設計図書との照合

**3. 構造審査に係る「その他知事が必要と認める図書」について**

愛知県建築基準法施行細則第 1 2 条に基づく「その他知事が必要と認める図書」は、以下に掲げるものとする。

- ① 建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二に掲げる図書
- ② 構造計算書（仮設建築物の存続期間中、構造上安全であるものとして、設計者が設定した設計条件によるもの。）

**4. 適用**

本取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日適用とする。